

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2014 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2014年10月号(J182)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご利用ください。

今月のトピックス

- 01 台北国際発明展、二千点を超える発明品や技術を展示
- 02 ここ3年における台湾の十大分野別発明特許出願状況
- 03 グリーン技術がAEP適用対象に、グリーンエネルギー産業の特許出願は効率アップ
- 04 アジアの「クリエイティブな生産性指標番付」で台湾は5位
- 05 発明特許の無効審判案件、ローム・アンド・ハースが研磨パッドの特許権を維持
- 06 Lineで海賊版ブランド品を販売、権利侵害額は700万新台湾ドル

台湾知的財産権関連判決例

01 商標権関連

「TAIDA」と「台大」は同一、台大物流が商標訴訟で敗訴

02 著作権関連

行為者によるオークションサイトへの商品写真掲載は、不特定の者に商品の出所を明確にさせるため、著作権法第91条の1第2項の陳列行為に該当

03 公平取引法関連

CD-R市場独占の優位を濫用するフィリップスに300万新台湾ドルの過料、敗訴が確定

今月のトピックス

J140924Y1

J140911Y1

01 台北国際発明展、二千点を超える発明品や技術を展示

10 回目を迎える「2014 台北国際発明展及びテクノマート見本市 (2014 Taipei International Invention show and Technomart)」が 2014 年 9 月 18~21 日、台北世界貿易センター第一展示ホールにて盛大に開催された。今年は国内、海外 22 カ国 (地域) から二千点余りの発明品と技術が出展され、展示スペース数は 1000 ブース近くに上った。

今回の展示場は「発明コンテストエリア」、「テクノマートエリア」及び「特許商品エリア」という三つのエリアで構成され、さらに「発明コンテストエリア」は「国内発明エリア」、「海外発明エリア」、「知的財産局 (TIPO) 発明イノベーションエリア」等に分かれている。今年は計 16 カ国 (地域) から 929 点の発明品がコンテストに参加した。現在、台北国際発明展ではすでにアジア発明界における最高の栄誉を象徴するプラチナ賞 15 点を始め、金賞 153 点、銀賞 153 点、銅賞 201 点を選抜している。さらに 10 周年を迎えるにあたり、世界的に著名な発明家である英国「Institute of Patentees and Inventors (IPI)」の Mark Sheahan 会長、「日本知的財産協会」の佐々木剛史副理事長等の専門家をコンテストの審査員として特別に招き、コンテストの国際化と賞の公信力強化を図っている。

「国内発明エリア」で台北科技大学、中央大学等の大学・専門学校や中華電信を始めとする有名企業・団体が出展している。「海外発明エリア」ではポーランド、韓国、タイ等 15 カ国の発明団体や発明家が出展。さらに「TIPO 発明イノベーションエリア」では 2013 年国内の発明家が有名国際発明展で金賞を獲得した発明品 400 点から 45 点を選びすぐり出展している。

「特許商品エリア」ではすでに商品化された発明品が展示され、参観者に多くの発明品が日常生活にもたらず便利さを体験してもらう。

「テクノマートエリア」には、5 つの政府機関が企画し産官学研の機関が設置した 13 のパビリオンがあり、政府が研究開発を補助した優れた技術成果を展示している。今年は特別に、米国、英国、ハンガリー等 9 カ国から 20 の著名な産学研機関と技術取引機関を出展に招いている。展示期間中には 10 回にわたり技術商談会も開催される。また、発明特許の産業化、商業化に関する情報を提供するために、従来通り「発明特許産業化相談サービスエリア」を知的財産局と工業局が企画し、教育部、農業委員会、国家科学委員会、経済部のエネルギー局、中小企業処、技術処の専門家が相談サービスを提供する。今回はさらに国家発展委員会、台湾証券グレタイ売買センター (GTSM)、貿易局なども新たにコーナーを設置し、資金及び出展補助に関する相談サービスを提供。開催期間中に延べ 9 万 4000 人近いバイヤーと消費者の参観が見込まれ、出展企業はいずれも取引のビジネスチャンスを獲得するのに大いに役立つとみている。(2014 年 9 月)

J140923Y1

02 ここ 3 年における台湾の十大分野別発明特許出願状況

經濟部知的財産局の 2011~2013 年わが国及び外国の発明特許出願に関する動向分析によると、わが国の十大分野別発明特許出願件数トップ 3 は「情報」、「半導体」、「民生電子」で、いずれも電子産業に集中しており、これらは台湾産業が長期にわたって特許布陣固め (パテント・ポートフォリオ構築) を行ってきた分野である。2013 年十大分野別特許出願件数番付において、「医療保健」が 2 ランクアップ、「通信」は 2 ランクダウンとなっており、これら 2 分野における特許戦略に変化が生じていることがうかがわれる。さらに「高級材料」分野の順位も徐々に上昇している (表 1 を参照)。

外国発明特許の十大分野別出願件数番付においては、「高級材料」が 2013 年初めて「半導体」に取って代わり首位を占めた。ここ 3 年における外国発明特許の十大分野別出願件数トップ 3 は「高級材料」、「半導体」、「精密機械及び自動化」で、台湾発明特許が電子産業に集中している状況とはやや異なっている。また 2013 年に「民生電子」が 2 ランクダウンしており、外国発明特許の十大分野別出願件数番付において変動が最も大きかった分野となった (表 2 を参照)。

さらに、2013年わが国と外国特許発明の十大分野別出願件数順位の比較（表3を参照）によると、台湾発明特許が「情報」、「半導体」、「民生電子」等の電子産業に高度に集中しているのに対して、外国発明特許は「高級材料」、「半導体」、「精密機械及び自動化」等の分野が多く、外国の特許出願は分野がより分散していることがわかる。「情報」と「民生電子」の2分野はわが国の発明特許の番付においてトップ3に入っているが、外国発明特許の番付では順位がやや低い。「高級材料」は外国出願人が台湾で積極的に特許出願をしている分野であり、重要な地位をしているが、わが国の特許出願の番付では6位に止まっている。（2014年9月）

表 1. ここ3年における台湾発明特許の十大分野別出願件数順位の推移

順位	2011年	2012年	2013年
1	情報	情報	情報
2	半導体	半導体	半導体
3	民生電子	民生電子	民生電子
4	精密機械及び自動化	精密機械及び自動化	精密機械及び自動化
5	通信	通信	医療保健
6	医療保健	高級材料	高級材料
7	高級材料	医療保健	通信
8	環境保護	環境保護	環境保護
9	医薬及びバイオ	医薬及びバイオ	医薬及びバイオ
10	航空宇宙	航空宇宙	航空宇宙

表 2. ここ3年における外国発明特許の十大分野別出願件数順位の推移

順位	2011年	2012年	2013年
1	半導体	半導体	高級材料
2	高級材料	高級材料	半導体
3	精密機械及び自動化	精密機械及び自動化	精密機械及び自動化
4	情報	情報	情報
5	民生電子	民生電子	医療保健
6	医療保健	医療保健	通信
7	通信	通信	民生電子
8	医薬及びバイオ	環境保護	医薬及びバイオ
9	環境保護	医薬及びバイオ	環境保護
10	航空宇宙	航空宇宙	航空宇宙

表 3. 2013年わが国と外国特許発明の十大分野別出願件数順位の比較

順位	わが国	外国
1	情報	高級材料
2	半導体	半導体
3	民生電子	精密機械及び自動化
4	精密機械及び自動化	情報
5	医療保健	医療保健
6	高級材料	通信
7	通信	民生電子
8	環境保護	医薬及びバイオ
9	医薬及びバイオ	環境保護
10	航空宇宙	航空宇宙

J140919Y1

03 グリーン技術が AEP 適用対象に、グリーンエネルギー産業の特許出願は効率アップ

知的財産局のニュースリリースによると、世界のグリーン経済が急速に発展し、新エネルギー技術の応用が産業発展の主な原動力となっており、グリーンエネルギー関連産業の需要及び経済効果も拡大し続けている。グリーン技術の革新を奨励し特許審査効率を高めるため、2014年1月から「特許出願に係る発明がグリーン技術に関するもの」を発明特許の加速審査プログラム（AEP）適用事由に追加し、グリーンエネルギー産業に早期特許化と特許布陣固めの効率アップをもたらすことを目指す。すでに8月末現在で、グリーン技術を事由とする加速審査申請が28件に上っている。その申請者の82%は台湾籍であり、発明の技術分野別にみると、太陽光電池、グリーン電力電気自動車、スマートグリッドがトップ3を占め、太陽電池では電極モジュールとフィルム材料が、グリーン電力電気自動車では効率向上のための発電システムがそれぞれ主流となっている。申請者にはIT産業に属さない中国鉄鋼や太陽電池メーカーである茂迪光電等の大手企業が含まれる。

知的財産局はグリーン技術の研究開発や革新を奨励し、グリーン技術に関連するAEP申請案件を優先して処理し、また台湾グリーンエネルギー産業の重要技術に関する特許布陣固めに対しても顕著な効果を上げるため、各方面からの積極的な利用を歓迎している。出願人がグリーン技術発明のAEP申請を提出するにあたって、特許出願に係る発明が以下の要件を満たすものはすべて申請できる。すなわち発明が（1）省エネ技術、新エネルギー、新エネルギー自動車等の技術分野に関連すること、（2）二酸化炭素排出削減技術及び資源使用削減に関連することを要件としている。（2014年9月）

J140913Y1

J140913Z1

04 アジアの「クリエイティブな生産性指標番付」で台湾は5位

アジア開発銀行とエコノミスト・インテリジェンス・ユニット（訳注：英ビジネス誌「エコノミスト」の調査部門）がアジアの「クリエイティブな生産性指標（Creative Productivity Index, CPI）」レポートを発表した。同指標は各国の創意を具現化する効率を反映するもので、台湾は調査対象である24の経済体において5位に番付された。ちなみに1位は日本。

この指標は、36項目の「インプット（input）指標」（世界の大学トップ500に番付されている学校数、都市化の水準、研究開発への投資額、知的財産権の保護等を含む）及び8項目の「アウトプット（output）指標」（特許出願件数、農業への付加価値等を含む）に基づいて評価されている。調査対象はアジアの22カ国（地域）で、フィンランドと米国を比較のために加えている。アジア開発銀行によると、この番付を発表する目的は政策決定を行う当局にツールとして提供することであり、これにより、最適な方法でアジア経済体のクリエイティブな生産力をいかに育成するかを評価できるようになる。

上記レポートによると、台湾は優れたヒューマンリソースを擁し、科学と農業の生産力が突出しているが、対外直接投資額が投資総額に占める比率が低く、また従来のクリエイティブ産業の価値も今後の強化が待たれる。

番付によると、1～4位は日本、フィンランド、韓国、米国で、台湾は5位。さらに6～10位はニュージーランド、香港、オーストラリア、ラオス、シンガポールの順となっており、中国は11位に番付されている。（2014年9月）

05 発明特許の無効審判案件、ローム・アンド・ハースが研磨パッドの特許権を維持

米ローデル社は2000年「可用于積體電路晶圓之拋光墊 (Pad Useful for Polishing Integrated Circuit Wafers)」の特許権を米ローム・アンド・ハース研磨材料ホールディング(以下、「ローム社」)に譲渡して登録が許可されたが、その後劉○芳がローム社に対する無効審判を請求した。2012年11月、知的財産局は審理を終え、上記の研磨パッドに関する特許には専利法(日本の特許法、実用新案法、意匠法に相当)違反がみられ特許を付与できない事項があると認定し、「無効審判請求成立による特許権の取消し」の審決を行った。ローム社はこれを不服として行政訴願を提起したが、經濟部は2013年9月に棄却を決定した。ローム社はなお不服として、知的財産裁判所に行政訴訟を提起し、同裁判所は先日知的財産局に対して敗訴の判決を言い渡した。

知的財産裁判所の判決文によれば、本件双方の争点は請求人である劉○芳から提出された証拠2が、研磨パッドの特許権(係争特許)における請求項1、3、4に特許査定時の専利法(日本の特許法、実用新案法、意匠法に相当)第20条第1項第2号規定違反があることを証明できるか否かであった。

知的財産裁判所合議法廷はローム社が所有する特許権の特許請求の範囲と劉○芳が提出した無効審判証拠の技術を対比した結果(付表を参照)、無効審判証拠は係争特許請求項1、3、4の新規性擬制喪失を証明するに足りないと認定した。これにより、知的財産局が行った「無効審判請求成立による特許権の取消し」の審決は適当ではないと認定し、知的財産局の原処分と經濟部の訴願決定をすべて取り消すべきとの判決を下した。本件はさらに上訴できる。(2014年9月)

付表一. 係争特許の請求項1と証拠2との技術的特徴の対比表

項目	係争特許の請求項1	証拠2	開示の有無
1	集積回路に使用する研磨パッドであり、	第3C図には集積回路にしようする研磨パッド(18)が開示されており、	有り
2	該パッドの一部はスラリー粒子を吸収又は移動させる固有の性質を具えていない固体均質重合体シートから構成され、	第3C図と明細書第17頁第19~21行には「...プラテン孔30を覆う上方エリアにおける従来のパッド材料はソリッドなポリウレタン製プラグ42に取って代わられている。このプラグ42はパッド18で形成される」とある。	開示されておらず、直接想到できない
3	該重合体シートは波長が190乃至3500nmの範囲の光を通過できる。	明細書第32頁第12~13行には「赤色レーザービームが選ばれるならば、波長の選択に関しては二つの競合因子間で最適な平衡があると考えられる」とある。	有り
結論	証拠2は係争特許の請求項1について新規性喪失の擬制を証明するに足りない。		

付表二. 係争特許の請求項3と証拠2との技術的特徴の対比表

項目	係争特許の請求項3	証拠2	開示の有無
1	集積回路に使用する研磨パッドであり、	第3C図には集積回路にしようする研磨パッド(18)が開示されており、	有り
2	該パッドはスラリー粒子を吸収又は移動させる固有の性質を具えていない固体均質重合体シートから構成される第一部分と、	第3C図と明細書第17頁第19~21行には「...プラテン孔30を覆う上方エリアにおける従来のパッド材料はソリッドなポリウレタン製プラグ42に取って代わられている。このプラグ42はパッド18で形成される」とある。	開示されておらず、直接想到できない
3	微孔性ポリウレタン構造が形成される第二部分とを含み、	明細書第5頁第7~8行には「...被覆層22は通常、連通孔型フォームポリウレタン(例: Rodel IC1000)...」、また、証拠4第1	有り

		行には「IC は微孔性ポリウレタンである」とある。	
4	該重合体シートは波長が190乃至3500nmの範囲の光を通過できる。	明細書第 32 頁第 12～13 行には「赤色レーザービームが選ばれるならば、波長の選択に関しては二つの競合因子間で最適な平衡があると考えられる」とある。	有り
結論	証拠 2 は係争特許の請求項 3 について新規性喪失の擬制を証明するに足りない。		

付表三. 係争特許の請求項 4 と証拠 2 との技術的特徴の対比表

項目	係争特許の請求項 4	証拠 2	開示の有無
1	集積回路に使用する研磨パッドであり、	第 3C 図には集積回路にしようする研磨パッド (18) が開示されており、	有り
2	該パッドはスラリー粒子を吸収又は移動させる固有の性質を具えていない固体均質重合体シートから構成される第一部分と、	第 3C 図と明細書第 17 頁第 19～21 行には「... プラテン孔 30 を覆う上方エリアにおける従来のパッド材料はソリッドなポリウレタン製プラグ 42 に取って代わられている。このプラグ 42 はパッド 18 で形成される」とある。	開示されておらず、直接想到できない
3	充填又は膨張の複合ポリウレタンから構成される第二部分とを含み、	明細書第 5 頁第 7～8 行には「... 被覆層 22 は通常、連通孔型フォームポリウレタン (例: Rodel IC1000)...」、また、証拠 3 第 2 欄第 60～65 行には「充填又は膨張の複合ポリウレタンは例えば、ローデル社製の IC シリーズ、MH シリーズ及び LP シリーズである」とある。	有り
4	該重合体シートは波長が190乃至3500nmの範囲の光を通過できる。	明細書第 32 頁第 12～13 行には「赤色レーザービームが選ばれるならば、波長の選択に関しては二つの競合因子間で最適な平衡があると考えられる」とある。	有り
結論	証拠 2 は係争特許の請求項 4 について新規性喪失の擬制を証明するに足りない。		

J140830Y2

06 Line で海賊版ブランド品を販売、権利侵害額は 700 万新台湾ドル

内政部警政署の保安警察第二総隊刑事警察大隊偵三隊（以下、「保二総隊刑大偵三隊」）は 3 月、一般市民が LINE 通信ソフトと「LINE タイムライン」を利用し、「純正版本革」をうたい文句として、海賊版のチャンネル、バーバリー、プラダ、ルイヴィトン、オメガ等のブランド品を販売しているという通報を受けた。警察側はその情報をもとに捜査して高雄市在住の女性である夏〇を逮捕するとともに 200 点以上の海賊版商品を押収した。その権利侵害額は 700 万新台湾ドル余りに上る。

保二総隊刑大偵三隊の取調べによると、夏〇は Yahoo 奇摩のオークションサイトで海賊版ブランド品を販売していたが、今年 1 月には権利を停止されたため、通信ソフト Line を販売のプラットフォームとすることにした。母の日などに合わせて海賊版ブランド品のバーゲンを行った。

夏〇の供述によると、販売した海賊版ブランド品はすべて中国のショッピングサイト「淘宝网（タオバオワン）」で購入し、Line 通信ソフトのタイムラインで商品の写真をアップして仕入れ価格の数倍の値段で販売した。全件を商標法違反の容疑で書類送検した（2014 年 8 月）

台湾知的財産権関連判決例

01 商標権関連

■ 判決分類：商標権

I 「TAIDA」と「台大」は同一、台大物流が商標訴訟で敗訴

■ ハイライト

医薬品を販売する台大物流科技股份有限公司の商標「TAIDA」は元来登録を許可されていたが、台湾大学のアルファベット発音表記と同じであるため取り消された。同社は訴訟を提起し、一般民衆は台湾の英語名略称が「TAIDA」ではなく「NTU」であることを認知しており、両者は混同されることはないと主張したが、知的財産裁判所はこれを採用せず、敗訴の判決を下した。

判決によると、「台大」のアルファベット発音表記は「TAIDA」であり、漢字とアルファベットという違いはあるものの、似ている印象を与える。商品に使用するならば、両者の出所が同一である、又は関連があると誤認され易い。また台大物流の商標は指定商品が台湾大学の商品と類似しており、さらに混同し易い。【2013年8月22日/聯合報/B1面/台北市、スポーツ】

II 判決内容の要約

知的財産裁判所行政判決

【裁判番号】102年度行商訴字第40号

【裁判期日】2013年8月1日

【裁判事由】商標無効審判

原告 台大物流科技股份有限公司

被告 經濟部知的財産局

参加人 国立台湾大学

主文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

一 事実要約

原告は2008年11月3日、当時の商標法施行細則第13条に定められる商品及び役務区分表第16類商品「書籍、ノート、ハンドブック、広告画報、紙袋、紙箱、紙製包装用袋、紙箱又は紙板箱、プラスチック袋、プラスチック製包装用袋」、第39類役務「貨物又はコンテナの倉庫、倉庫保管情報、倉庫情報、物品配達、貨物配送、クーリエ業者に提供する物品代理受取サービス、コンピュータによる貨物運送状況追跡サービス」での使用を指定して「TAIDA」商標の登録を被告に出願し、被告から登録第1375517号商標（以下「係争商標」）として登録を許可された。その後、参加人が係争商標登録時の商標法第23条第1項第12号及び第13号規定に違反しているとして、これに対して無効審判を請求した。被告が審理したところ、係争商標登録時の商標法第23条第1項第12号及び現行商標法第30条第1項第11号の規定に違反していると認定され、2012年10月9日に中台評字第1000234号商標無効審判審決書を以って係争商標の登録を取り消す処分を下した。原告はこれを不服として行政訴願を提起したが、2013年2月20日に經濟部から経訴字第10206093080号決定を以って棄却されたため、すぐに本裁判所に対して行政訴訟を提起した。

二 両方当事者の請求内容

(一) 原告の請求：訴願決定と原処分を破棄する判決を請求する。

(二) 被告の請求：原告の請求を棄却する判決を請求する。

三 本件の争点

係争商標には、商標登録時の商標法第 23 条第 1 項第 12 号及び現行商標法第 30 条第 1 項第 11 号の規定で規定されている商標登録を取り消してもよい状況があるか否か。

四 判決理由の要約

(一) 引用商標がすでに著名商標の水準に達している：

引用商標は参加人によって長期にわたり大量に使用されており、すでに著名商標の水準に達している。さらに被告は以前にも商標拒絶第 0319716 号商標拒絶査定書、中台評字第 H00980040 及び H00980105 号商標無効審査審決書において、引用商標は著名商標であり、学術教育、農業教育、医学研究及び農産物等関連商品/役務の開発に関する信用と名声を表彰しており、台湾の関連する消費事業者又は消費者に普遍的に認知されているものであり、著名の域に達し、その著名の程度は極めて高い、と幾度にもわたって認定している。

(二) 係争商標図案と引用商標図案が近似を構成している：

本件係争商標はアルファベット「TAIDA」で構成され、引用商標である「台大」、「臺大」と比べると、両者にはアルファベットと漢字の違いはあるものの、そのアルファベット発音表記「Taida」と中国語の発音（「ㄊㄞˊ ㄉㄞˊ」）は極めて似ており、商標全体で似ている印象を与え、通常の知識経験を有する消費者が取引時に普通の注意を以って（両者を）一連に称呼すると、両商品又は両役務は出所が同一である、または関連があると誤認する可能性があり、類似の商標に属し、さらに類似の程度は低くない。

(三) 引用商標は極めて強い識別力を有し、消費者に熟悉されている：

引用商標は参加人が長期的に使用してきたため、関連する事業者又は消費者は普遍的に認知している。

(四) 先権利者による多角化経営の状況：

本件について参加人が提出した使用の事実証拠をみると、引用商標は参加人が長期にわたり広く学術教育、農業教育、医学研究等の役務に使用している以外に、その「生物資源暨農學院」では教育研究サービスを提供している他、モデル経営を行い、自製の農産物や教員学生が研究加発した関連の商品を販売しており、参加人が引用商標について多角化経営を行っている状況があると認めるに足りる。

(五) 係争商標の指定商品/役務が引用商標と同一又は類似している：

係争商標は第 16 類の商品「書籍、ノート、ハンドブック、広告画報... (略)」での使用を指定し、引用商標である登録第 1311102 号、第 1309844 号商標は第 16 類の商品「事務用紙、ギフト包装用紙、シール... (略)」を指定しており、同一又は高度に類似する商品である。

次に、本件では、引用商標が学術教育、農業教育、医学研究等及び農産物関連商品/役務における商業上の名声を表彰しているのに対して、係争商標は第 39 類の役務「貨物又はコンテナの倉庫、倉庫保管情報、倉庫情報、物品配達、貨物配送、クーリエ業者に提供する物品代理受取サービス、コンピュータによる貨物運送状況追跡サービス」での使用を指定しており、両者の役務には相当な関連性があり、さらに係争商標が使用指定する第 39 類役務は、前述の通り参加人が多角化経営を行っている「生物資源暨農學院附設農業試験場」が製造販売する乳製品や肉製品等の貨物に倉庫保管及び配送サービスを提供できるため、両商標が使用指定する役務間にも関連性があることを斟酌するものである。よって、係争商標が使用指定する第 39 類の上記役務と引用商標の商品/役務とは類似の役務であり、類似度も低くない。

(六) 以上をまとめると、係争商標の登録は客観的にみて、関連する公衆に両商標の商品が同一の出所からのシリーズ商品であると誤認させる、又は両商標の使用者の間に関連企業、使用許諾関係、加盟関係又はその他これらに類する関係が存在すると誤認させ、誤認混同を生じさせるおそれがあるため、係争商標の登録には商標登録時の商標法第 23 条第 1 項第 12 号及び現行第 30 条第 1 項第 11 号の規定を適用すべきである。

したがって、被告が係争商標無効審判案件について係争商標の取消を審決したことには法に合わないところがなく、行政訴願を維持したことに誤りはない。原告が以前からの主張に徒にこだわり、原処分及び訴願決定の取消を請求することは理由がないため、これを棄却する

以上の次第で、本件原告の請求には理由がないため、知的財産案件審理法第1条、行政訴訟法第98条第1項前段に基づき、主文の通り判決する。

2013年8月1日
知的財産裁判所第二法廷
裁判長 陳忠行
裁判官 林洲富
裁判官 曾啓謀

02 著作権関連

■ 判決分類：著作権

I 行為者によるオークションサイトへの商品写真掲載は、不特定の者に商品の出所を明確にさせるため、著作権法第91条の1第2項の陳列行為に該当

■ ハイライト

「著作財産権侵害に係る複製物であることを明らかに知っていながら、これを頒布し、又は頒布を意図して公開に陳列する」犯罪の様態は従来、行為者が他人の著作財産権侵害に係る商品を直接商品棚に陳列することが常態であった。しかしながら時代の変遷と取引形態の変化にともない、実体の販路の助けを借りる必要なく、インターネットで商品を取引できるようになり、これは情報時代の重要なトレンドとなっている。著作権法の陳列に関する定義は、従来の形態に局在してはならず、文義的解釈を逸脱しない範囲において、法条規範の趣旨に基づき適宜調整すべきである。行為者が頒布しようとする商品の外観及びその細微な設計を撮影によって画像とし、オークションサイトに掲載し、不特定多数の者がいずれも直接上記画像を閲覧できる時、行為者がその侵害する著作物に対して主張するものとなり、相手方の買い手も表彰される該商品の出所を明確に識別できるので、上記取引方法で達成できる効果は実体の商店が商品を陳列するのと同じであり、いずれも著作権法第91条の1第2項でいう陳列行為に該当し、同じ法律の規範を受けるべきである。行為者が商品の内容を識別できる図や画像を付していなければ、「不特定多数の者がオークションサイトを直接閲覧した時、該商品の出所を明確に識別でき、商品棚に商品を陳列するのと同じである」とは認め難い。よって公開陳列の程度に達しているか否かは、その他の証拠と組み合わせて認定すべきであり、さもなければ行為がすでに公開陳列されているとは認め難い。（裁判の要旨内容は「法源資訊」が整理）

II 判決内容の要約

知的財産裁判所刑事判決

【裁判番号】102年度刑智上易字第31号

【裁判期日】2013年7月11日

【裁判事由】著作権法違反

上訴人 劉○国
即ち被告

上記上訴人即ち被告は著作権法違反事件について、台湾台中地方裁判所102年度智易字第9号、2013年3月19日第一審判決（起訴案件番号：台湾台中地方裁判所檢察署101年度偵字第22473号）を不服として上訴を提起した。本裁判所は以下の通り判決する。

主文

原判決を取り消す。

劉○国は著作財産権侵害に係る光ディスク複製物であることを明らかに知っていながら、頒布を意図して所持していた。累犯であり、6ヵ月の懲役に処し、罰金へ転換するときは、1,000新台幣ドルを1日で換算する。押収された海賊版ゲーム光ディスク1枚は没収する。

一 事実要約

劉○国は以前、著作権法違反事件により、台湾桃園地方裁判所 98 年度桃簡字第 3561 号刑事判決で懲役 6 ヶ月が確定し、2010 年 6 月 14 日罰金に転換して刑執行を完了している。ところが悔い改めず、「三国志 3」、「三国志 5」、「大航海時代」等のゲームソフトが、台湾光栄特庫摩股份有限公司（以下、「台湾光栄公司」）が著作財産権を享有するプログラムソフトの著作物であり、著作財産権者の同意又は利用許諾を受けておらず、これらは無断で頒布又は、頒布を意図して公開陳列又は所持してはならないことを明らかに知っており、さらに 2011 年 10 月に、不詳の人物から上記コンピュータプログラムの著作物であるゲーム光ディスクを入手し、著作財産権者の利用許諾を受けていない海賊版光ディスクと知りながら、2012 年 7 月 1 日より前の某時、コンピュータ本体を利用してインターネットを通じオークションサイト「露天拍賣網站」へアクセスし、サイト上に「PSP 専用世嘉 SEGAMD+遊戯 ROM 1250 種（PSP 専用 SEGA の MD+ゲーム ROM1250 種類）」という情報を掲載し、不特定の者が閲覧及び入札・購入するのに供して、このように他人の著作財産権を侵害する海賊版光ディスクの頒布を意図して所持した。警察がネット上で上記情報を発見し、同年 7 月 1 日に入札・購入し、劉○国が使用を申請した中華郵政股份有限公司○○郵局○○分局第 0000000 号の口座に代金を振り込み、劉○国はその後前述の光ディスクを台中市○○区○○郵便局第 000-000 号私書箱に郵送し、警察は足跡をたどり上記事情をつきとめ、前記ゲーム光ディスク 1 枚を押収した。本件は台湾台中地方裁判所檢察署の檢察官が取調べを行い起訴した。

二 本件の争点

（一）被告は著作権法第 91 条の 1 第 3 項の著作財産権侵害に係る光ディスク複製物であることを明らかに知っていながら、これを頒布した罪を構成しているか否か。

（二）被告は著作件法第 91 条の 1 第 2 項の著作財産権侵害に係る複製物であることを明らかに知っていながら、頒布を意図してこれを公開に陳列した罪を構成しているか否か。

三 判決理由の要約

（一）著作権法第 91 条の 1 第 3 項の著作財産権侵害に係る光ディスク複製物であると明らかに知りながら頒布した罪とは、行為者が著作財産権侵害に係る光ディスク複製物の所有権を著作財産権者又は捜査機関以外の不特定な対象に移譲し、著作財産権侵害の状況が拡大し続ける危険があるものである（司法院 98 年知的財産法律座談会刑事訴訟類第 15 号結論）。調べたところ、本件において警官が購入者を装って被告から上記海賊版光ディスクを購入したが、実際には購入する真意はなく、証拠収集、捜査を目的として購入を装ったものである。形式上は売買の約定があるが、実際には売買契約の意思はなく、前記説明から引証して、被告の行為はすでに頒布の結果が発生したとは認め難く、頒布の構成要件に該当しない。

（二）著作財産権侵害に係る複製物であることを明らかに知っていながら、これを頒布し、又は頒布を意図して公開に陳列する犯罪の様態は従来、行為者が他人の著作財産権侵害に係る商品を直接商品棚に陳列することが常態であった。しかしながら時代の変遷と取引形態の変化にともない、実体の販路の助けを借りる必要なく、インターネットで商品を取引し、店舗テナント料や在庫コストを削減できることは、情報時代の重要なトレンドとなっている。ゆえに著作権法の陳列に関する定義は、従来の形態に局在してはならず、文義的解釈を逸脱しない範囲において、法条規範の趣旨に基づき適宜調整すべきである。行為者が頒布しようとする商品の外観及びその細微な設計を単一又は複数の角度から撮影することによって画像とし、オークションサイトに掲載し、不特定多数の者がいずれも直接上記画像を閲覧できる時、行為者がその侵害する著作物に対して主張するものとなり、相手方の買い手も表彰される該商品の出所を明確に識別できるので、上記取引方法で達成できる効果は実体の商店が商品を陳列するのと同じであり、いずれも著作権法第 91 条の 1 第 2 項でいう陳列行為に該当し、同じ法律の規範を受けべきである。被告は「PSP 専用世嘉 SEGAMD+遊戯 ROM1250 種」等の文字をオークション情報として掲載したが、商品の内容を識別できる図や画像を付しておらず、「不特定多数の者がオークションサイトを直接閲覧した時、該商品の出所を明確に識別でき、商品棚に商品を陳列するのと同じである」とは認め難いため、公開陳列の程度に達しているか否かは疑問の余地がないとはいえない。「疑わしきは罰せず」の原則に基づき、本件は被告の行為がすでに散布を意図して公開に陳列した事実を構成しているとは認め難い。

(三) 以上をまとめると、被告の行為は著作権法第 91 条の 1 第 3 項前段の著作財産権侵害に係る光ディスク複製物であると明らかに知りながら頒布を意図して所持した罪に違反している。

以上の次第で、依刑事訴訟法第 369 条第 1 項前段、第 364 条、第 299 条第 1 項前段、著作権法第 91 条の 1 第 3 項前段、第 98 条、刑法第 11 条前段、第 41 条第 1 項前段、第 47 条、第 59 条に基づき、主文の通り判決する。

本件は検察官の洪光煊が法廷にて職務を執行した。

2013 年 7 月 11 日

知的財産裁判所第二法廷

裁判長 陳忠行

裁判官 熊誦梅

裁判官 林洲富

03 公平取引法関連

■ 判決分類：公平取引法

I CD-R 市場独占の優位を濫用するフィリップスに 300 万新台幣ドルの過料、敗訴が確定

■ ハイライト

コーニンクレッカ・フィリップス・エレクトロニクス・エヌ・ヴェ (Koninklijke Philips Electronics N.V.) が CD-R 特許技術に関する市場独占という優位な立場を利用し、同社の特許を実施する企業に対して、書面での販売報告等の資料を提供するよう要求したことにより、取引秩序に影響を与え、公平交易法 (不正競争防止法や独占禁止法に相当) に違反したとして、公平交易委員会 (公正取引委員会に相当) から 300 万新台幣ドルの過料に処された訴訟事件について、最高行政裁判所はフィリップスの敗訴を確定した。

最高行政裁判所の判決によると、フィリップスはソニー及び太陽誘電とともにオレンジブックを制定し、これは市場において書き込み可能な光ディスクの標準規格となっている。

しかしながら、オレンジブック規格に適合する CD-R 製造の技術特許はフィリップス等 3 社がそれぞれ所有しており、これら 3 社は CD-R 製造において絶対的に優位な立場にある。その他事業者が CD-R 技術市場に参入して競争することを排除できる能力をそなえるため、フィリップス等の独占事業であると認定できる。

裁判所は、フィリップスが CD-R 市場における独占又は優位な立場を擁し、実施権者にバイヤー、使用される商標、最終目的国等の資料を提供するよう要求することはその市場における優位な立場を利用した公正さを欠く行為であり、公平交易法第 24 条の禁制規定に違反すると認定した。

フィリップスは 2001 年 3 月に新たな CD-R 特許技術実施許諾契約を使用し、同社の特許を実施する企業に対して CD-R 特許技術の実施を許諾している。

フィリップスは契約において実施権者に対し「製造設備リスト」を提供し、該リストには生産機器設備の型番、シリアル番号、サプライヤ及び取付日等のデータを記載することを要求するとともに、毎四半期終了後 30 日以内に「書面での販売報告書」を提供し、かつ国別及び製品カタログ別にバイヤーの身元とそれが使用する商標を記載するよう要求した。

公平交易委員会の認定によると、フィリップスの実施許諾契約において要求する事項は、実施料の徴収とは直接的な関係がなく、かつフィリップスも自社ブランドの CD-R を販売しており、したがってフィリップスのこのような契約規定には市場における立場を濫用し、実施権者に許諾行為とは無関係の資料を提供するよう要求するという状況がみられ、その行為は取引秩序に影響するに足り、著しく公正さを欠くものである。

公平交易委員会は 2006 年 4 月 26 日処分書を発し、フィリップスに処分書送達の日から前項違法行為を即刻停止するように命じ、600 万新台幣ドルの過料に処した。

フィリップスはこれを不服として行政訴訟を提起し、裁判所は公平交易委員会に適法の処分

をやり直すよう要求した。2011年1月20日公平交易委員会はなおフィリップスに対して取引秩序に影響する違法行為を即刻停止するよう命じ、300万米ドルの過料に処した。フィリップスはなお不服として、再び行政訴訟を提起した。最高行政裁判所の判決によって最終的には(フィリップスの)敗訴が確定した【2013年7月17日 工商時報 A22面】

フィリップスと公平交易委員会との間の訴訟判決結果		
日時	裁判所	判決結果
2008.11.20	台北高等行政裁判所	訴願決定及び原処分を取り消して、公平交易委員会に処分のやり直しを命令。
2010.9.9	最高行政裁判所	双方の上訴を棄却し、公平交易委員会に適法な処分を行うよう命令。
2012.11.15	知的財産裁判所	フィリップスの敗訴。違法行為の停止を命じ、300万新台湾ドルの過料に処す。
2013.7.5	最高行政裁判所	フィリップスの上訴を棄却し、敗訴が確定。
資料出所：最高行政裁判所		
表製作：張国仁		

II 判決内容の要約

最高行政裁判所判決

【裁判番号】102年度判字第419号

【裁判期日】2013年7月5日

【裁判事由】公正取引関連事件

上訴人 コーニンクレッカ・フィリップス・エレクトロニクス・エヌ・ヴェ(Koninklijke Philips Electronics N.V.)
被上訴人 公平交易委員会

上記当事者間における公正取引関連事件について、上訴人は2012年11月15日知的財産裁判所101年度行公訴字第1号行政判決のそれに不利な部分に対して上訴を提起した。本裁判所は次のとおり判決する。

主文

上訴を棄却する。

上訴審の訴訟費用は上訴人の負担とする。

一 事実要約

被上訴人である公平交易委員会(以下「原処分機関」とする)は、上訴人が2001年3月に新たなCD-R特許技術実施許諾契約(以下「係争契約」とする)を使用し、実施権者に対してCD-R特許技術の実施を許諾し、係争契約において実施権者に「製造設備リスト」を提供し、該リストには生産機器設備の型番、シリアル番号、サプライヤ及び取付日等の資料を記載することを要求するとともに、実施権者に毎四半期終了後30日以内に「書面での販売報告書」を提供し、かつ国別及び製品カタログ別にバイヤーの身元とそれが使用する商標を記載するよう要求しており、前述の要求は実施料の徴収とは直接的な関連性がなく、上訴人も自社ブランドのCD-Rを販売しており、市場における優位な立場を濫用し、実施権者に許諾行為とは無関係の資料を提供するよう要求するという状況がみられ、さらに係争契約を以って実施権者に「製造設備リスト」及び「書面での販売報告書」を提供するよう要求する行為は、取引秩序に影響するに足る著しく公正さを欠く行為であり、公平交易法第24条の規定に違反しているため、同法第41条前段規定を理由として、2006年4月26日公処字第095045号処分書を以って上訴人に処分書送達の日から前項違法行為を即刻停止するよう命じ、600万新台湾ドルの過料に処した。上訴人はこれを不服として行政訴願を提起したものの棄却された。行政訴訟を提起し、台北高等行政裁判所は2008年11月20日に96年度訴字第3612号判決を以って訴願決定及び原処分を取り消した。並びに本裁判所は2010年9月9日に99年度裁字第2027号及び99年度裁字第2028号の決定を以って上訴人及び原処分機関の上訴を棄却したとの記録が確かにある。それに続いて原処分機関は処分をやり直し、上訴人が係争契約において実施権

者に提供を要求した「書面での販売報告」には国別及び製品カタログ別にバイヤーの身元とそれが使用する商標等の情報が記載されなければならない、実施料の計算とは無関係でセンシティブな情報に属し、取引秩序に影響するに足る著しく公正さを欠く行為であり、公平交易法第24条の規定に違反していると認め、同法第41条前段規定に基づき、2011年1月20日公処字第100012号処分書を以て上訴人に処分書送達の日から前項違法行為を即刻停止するように命じ、300万新台湾ドルの過料に処した。上訴人はなお不服として、行政訴願を提起したが棄却され、原審裁判所（知的財産裁判所）に対して行政訴訟を提起した。原審裁判所は、訴願決定及び原処分主文第1項の中で被処分者がCD-R特許技術実施許諾契約において実施権者に「書面での販売報告」の提供を要求する行為は取引秩序に影響するに足る著しく公正さを欠く行為であり、公平交易法第24条の規定に違反していると認定したことについて、該「書面での販売報告」から「被許諾製品の生産量」、「被許諾製品の購入量」、「被許諾製品の販売量」、「実施料率」、「金額」、「その他の生産業者」等の欄を削除するよう命じた（この部分について上訴人は上訴しておらず、すでに確定している）。上訴人は原判決のそれに不利な部分について、本件の上訴を提起した。

二 両方当事者の請求内容

- (一) 上訴人の請求：訴願決定及び原処分をいずれも取り消す。訴訟費用は被上訴人の負担とする。
- (二) 被上訴人の請求：上訴人の上訴を棄却する。訟費費用は上訴人の負担とする。

三 本件の争点

上訴人がCD-R特許技術実施許諾契約において実施権者に対し書面での販売報告に「バイヤー」、「使用される商標」、「最終目的国」等の資料を記載して提供するよう要求する行為は、取引秩序に影響するに足る著しく公正さを欠く行為であり、公平交易法第24条の規定に違反しているか否か。

- (一) 上訴人の主張：省略。判決理由の説明を参照。
- (二) 被上訴人の答弁：省略。判決理由の説明を参照。

四 判決理由の要約

(一) 公平交易法第24条では「本法に別段の規定がある場合を除き、事業者はその他取引秩序に影響するに足る欺罔又は著しく公正さを欠く行為を行なってはならない」と規定されている。

(二) 本件の上訴人が係争契約で実施権者に提供を要求する「書面での販売報告」の中の「バイヤー」、「使用される商標」、「最終目的国」等欄の資料は確かにセンシティブであり、上訴人が「バイヤー」、「使用される商標」、「最終目的国」等の資料を提供するよう要求することは、市場における優位な立場を利用した公正さを欠く行為等の状況であり、原審が説明するその心証を得た理由に基づき、その認定方法には経験則・論理法則に反するものではなく、また判決にも法規の不適用や不当な適用による法令違反の状況はない。

(三) 司法院釈字第548号では「公平交易法は事業者の市場競争行為を規範する経済法規であり、社会と経済の変化や進歩によって、さまざまな取引行為と競争制限、公正競争妨害行為の様態も日々変化し続けており、それぞれの行為の様態を一つ一つ規範することは難しい。このため、立法者は法律において不確定な法律概念を規定し、主務機関が法律を執行する職権に基づき、これらの概念について必要な解釈的行政規則を自ら制定して、職権の行使、事実の認定、法律の適用のための準拠とすることができる」と解釈されている。また被上訴人は公平交易法第24条が概括的な規定であることに鑑みて、その適用を具体化、明確化させるため、2005年2月24日「行政院公平交易委員会の公平交易法第24条に対する処理原則」を改正公布し、公平交易法第24条をその他条文適用と区別して、「補充原則」関係の適用のみと位置づけている。即ち、本条は公平交易法のその他の条文規定でカバーできない行為（処理原則第1条、第2条第2項を参照）に対してのみ（第24条が）適用される。被上訴人は公平交易法の主務機関であり、公平交易法第24条の規範的機能を、競争制限と不正競争の規定を補充し、かつ取引秩序に影響するに足る消費者保護案件に適用することができる概括条項として位置づけており、それは相対的に市場における力又は優位な立場を有する者に対して、取引の相手方

が合理的な選択をすることができず、その不公平で不合理な取引条件を受け入れざるを得ないという状況になってしまう市場における力又は優位な立場を管制する観点から規範しており、それが職権に基づき法律条文の不確定概念に対して合理的な解釈を行うものなので、尊重されるべきである。

(四) 本件原審はすでに以下のように論明している。上訴人及びその他2社(即ちソニーと太陽誘電)が共同で制作したオレンジブックは書き込み可能コンパクトディスクの規格の一種にすぎないが、このオレンジブックの規格はすでに消費者の選択と利用によって事実上市場における書き込み可能コンパクトディスク(つまりCD-R)の標準規格となっており、上訴人及びその他2社が行為を為した時の市場状況に基づき、供給、需要、生産販売及びコストの各方面から考慮して、世界においてCD-R製造は上訴人とその他2社の制定したオレンジブック規格に適合する必要があるとあり、それは争わざる事実であり、上訴人及びその他2社がオレンジブック規格に適合するCD-R製造技術において不可欠な特許をそれぞれ所有していることも、双方とも争っておらず、上訴人及びその他2社が所有する特許はCD-R商品を生産する重要技術/施設を構成している。もし関連する事業者がCD-Rを製造したいならば、上訴人及びその他2社に対して特許実施料を支払うことしか選択できない。即ち上訴人及びその他2社は絶対的に優位な立場を有しており、その他事業者が係争CD-R技術市場に参入する機会を手に入れようと思っても、上訴人及びその他2社が統一規格を制定しているため制限されている。したがってオレンジブック規格のCD-Rを製造するには上訴人及びその他2社から特許実施許諾を得なければならないとあり、上訴人及びその他2社のいずれか1社から特許実施許諾を得られなければ、同規格のCD-Rを製造することができない。上訴人及びその他2社は他人にオレンジブック規格製品製造を許諾するCD-R技術市場において、それぞれ優位な経済力をそなえ、圧倒的地位を有しており、いずれもその他事業者がCD-R技術市場に参入し競争することを排除できる能力を有し、上訴人及びその他2社はすでに公平交易法第5条の独占事業を構成していると認定すべきであり、……上訴人がCD-R市場における独占又は優位な立場を以って、実施権者に「バイヤー」、「使用される商標」、「最終目的国」等資料を要求することは、その市場における優位な立場を利用した公正さを欠く行為であり、法の許すものではない。原審ではすでに、上訴人がその市場における優位な立場を利用した公正さを欠く行為の事実を説明している。上訴人はCD-R市場における独占又は優位な立場を以って、実施権者に「バイヤー」、「使用される商標」、「最終目的国」等資料を要求し、上述の公正さを欠く行為に従事することは、取引秩序に影響するに足りる。原審は上訴人の行為が「取引秩序に影響するに足りる」か否かを審理せずに、直接上訴人が公平交易法第24条規定に違反していると認定しており、判決には理由がないという誤りの部分がある、とする上訴人の主張は、採用できるものではない。

(五) 原審はすでに以下のように説明している。本件はCD-R製造関連の特許技術実施許諾に係わるものであり、CD-R商品の製造又は販売に係わるものではなく、即ち商品市場とは係わりない。フィリップス等3社はそれらが研究開発したCD-R技術特許について特許コンソーシアムによる実施許諾の決定を行い、所有する特許について対外移転又は実施許諾するよう相互約定又はいかなる一方への制限を行っており、本件の市場とはCD-R技術及びそれが代替できる技術で構成される市場に特定できるはずである。上訴人が実施権者に提供を要求する「バイヤー」、「使用される商標」、「最終目的国」等資料はCD-Rのディスク販売情報に関するものであり、実施権者間のCD-Rディスク販売に関する水平方向の市場ではあるが、前述の絶対的に優位な立場に基づいて要求する対象がCD-R製造を希望する実施権者であり、提供を要求される「書面での販売報告」における「バイヤー」、「使用される商標」、「最終目的国」等項目の資料は営業秘密(以下に別途詳述)に係わるもので、センシティブであり、実施権者にとっては合理的な選択をすることができず、その不公平で不合理な取引条件を受け入れざるを得ず、不公正取引を構成している。本件の市場はCD-R製造技術及びそれが代替できる技術で構成される市場に特定できるはずであり、一方、上訴人が実施権者に提供を要求する「バイヤー」、「使用される商標」、「最終目的国」等資料はCD-Rのディスク販売情報に関するものであり、実施権者間のCD-Rディスク販売に関する水平方向の市場であり、即ち本件の「CD-R製造技術及びそれが代替できる技術で構成される市場」とは関連性がないことを指している。上訴人は、原判決にはいかなる理由も説明されていないと主張しているが、上訴人が実施権者に本件市場とは関係のないCD-R販売資料を要求することは、本件の「CD-R製造技術及びそれが代替できる技術で構成される市場」の取引秩序に影響するに足り、即ち上訴人は公平交易

法第 24 条に違反していると認定でき、明らかに判決には理由がなく違法であるとの一節を採用することはできない。

(六) 特許権者は実施料を計算することにより確かに情報に関して対等ではない立場にあり、関連する法律、行政指導及び実施許諾契約はいずれも実施権者の会計帳簿におけるすべての取引の相手方、注文及び出荷の期日、販売国、販売量、商標、販売コスト、販売価格等の財務情報に接触し、審査チェックするよう要求している、と上訴人は主張している。上訴人は実施権者に対して「バイヤー」、「使用される商標」、「最終目的国」等資料のみ提供することを要求しており、その他資料には及んでいないため、公平交易法に違反していないとしているが、原審はその主張を採用していない。上訴人は引き続き争い、原審が判断、又は主張を棄却する理由を再び争点としているが、これは法律上の見解の相違であり、原判決が法令に違反した状況があったとは言い難い。上訴人が主張する計算に必要な情報について、実施権者が販売量を上訴人に提供するだけで、上訴人は実施料を計算できるはずであり、「バイヤー」、「使用される商標」、「最終目的国」等の資料はいずれも実施料の計算に用いるパラメーターではなく、この種の情報は実施料の計算に必要な範囲を超えている、と原審は判断している。「バイヤー」、「使用される商標」、「最終目的国」を用いることで実施権者が CD-R 製品を上訴人のクロスライセンスの許諾者に販売しているかどうか判断でき、もしバイヤーが上訴人のクロスライセンスの許諾者であるならば、係争 CD-R 実施許諾契約の約定に基づいて実施権者は実施料の支払いを免除され、上訴人が実施権者に提供を要求する「バイヤー」、「使用される商標」、「最終目的国」は実施権者が上訴人のクロスライセンスの許諾者に販売することにより実施料を免除される数量を確認するために使用するもので、これは実施権者の実施料の計算とは当然ながら関連がある、と上訴人は主張している。原判決の記載によると、上訴人は実施権者と交渉して実施権者の許可を得ることをせずに、実施権者に上記資料の提供を要求し、明らかに法に適合しない部分があり、その審理範囲は上訴人が CD-R 特許技術実施許諾契約において実施権者に書面での販売報告において「バイヤー」、「使用される商標」、「最終目的国」を要求することが、取引秩序に影響するに足りる公正さを欠く行為であるか否かであり、双方の攻防範囲を超えるものではない。上訴人が実施権者と交渉して実施権者の許可を得ることをせずに、実施権者に対して上記資料の提供を要求したことは、明らかに法に適合しないと原判決が認定したことについて、職権に基づいて調査して得られた不正確な結果であり、行政訴訟法第 125 条 2 項に違反し、上訴人の違法部分を攻撃している、とする上訴人の主張も採用すべきではない。

(七) 以上をまとめると、原審が本件の原処分を以って当初に示した規定に基づき、上訴人が CD-R 特許技術実施許諾契約により実施権者に書面での販売報告において「バイヤー」、「使用される商標」、「最終目的国」等資料の提供を要求する行為は取引秩序に影響するに足りる公正さを欠く行為であり、公平交易法第 24 条規定に違反しているため、上訴人に処分書送達の翌日から上記違法行為を即刻停止するように命じ、300 万新台幣ドルの過料に処したことは、法に適合しないところがない。訴願決定を棄却したことにも誤りはない。上訴の趣旨において、原判決の上訴人に不利な部分が法に反していると指摘しており、破棄を請求しているが、理由がないため、請求を棄却すべきである。

以上の次第で、本件上訴は理由がないため、行政訴訟法第 255 条第 1 項、第 98 条第 1 項前段に基づき、主文の通り判決する。

2013 年 7 月 5 日
最高行政裁判所第六法廷
審判長 廖宏明
裁判官 林玫君
裁判官 侯東昇
裁判官 江幸垠
裁判官 陳国成



台灣國際專利法律事務所

事務所:

台灣10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLo Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2014 TIPLo, All Rights Reserved.

